

平成19年度国土交通省PFIセミナー

質疑応答の概要

番号	質問	回答
1	PFI法における合築の明確な基準はあるか。	建築基準法において、一棟の建物と認めることができれば、PFI法において合築とみなすことができます。
2	指定管理者制度導入済みの公営住宅において、施設一部の建替え事業をPFI事業で実施する場合、指定管理者とPFI事業者が管理運営業務をそれぞれ分担してもらうことは可能か。	PFI事業により建て替え工事をした後、例えば、指定管理者制度に基づく業務範囲は既存の指定管理者が引き継いで実施し、それ以外をPFI事業者が担当するやり方は可能です。
3	補助事業費の地方負担分の分割払い(国交省資料P.35)について、どのようなケースで利用が可能か。また、起債充当率が100%でない場合でも、起債と民間資金で負担することは可能か。	補助金ないし交付金活用の事業であれば、どの事業でも利用できます。各地方整備局の窓口、もしくは政策課へお問い合わせ下さい。また、起債充当率に関係なく地方負担分に民間資金を充当することは可能です。
4	PFI導入を拡大するためのネックポイントもしくは改善すべきポイントはどこか。	主なネックは事業契約手続きにコストと時間がかかることであり、その負担を削減することが大きな改善すべき点と考えております。
5	PFI事業プロセスの単純化・簡素化を図れないか。	国土交通省では、PFIの契約書の標準化や、審査委員会の規模縮小など、全体のプロセスの簡素化を目指し検討しているところです。
6	市民の意見を聞く場合の具体的な手法、考え方、ノウハウを教えてください。	市民参加を責任ある参加にするには、ひとつは参加者の情報公開で、匿名ではなく、個人情報を開示していただくことを前提に意見をもらう制度を導入します。もうひとつは、行政側からの情報公開で、事業に要する費用等の数字の情報を開示して市民が判断しやすくすることが考えられます。
7	国や地方公共団体では、2～3年で異動があるため、PFI担当者も変わることになる。発注者側の労力の軽減を図りつつ、長期的な視点でPFIを活用していくにはどうするべきか。	英国ではPFIユニットというチームがあり、技術の蓄積と継承を行っています。わが国でも、組織にPFI担当部署を設置し、他業務と兼務でもよいので、2人以上配置することが有効です。つまり、異動があっても少なくとも1人が残り、経験の継承が行われるよう工夫することが重要となります。
8	PFIの採用において、担当者の熟知度によって取り組みに差異が生じないよう、PFIを活用した方が効果的に事業を実施できることが容易に判断できるシステムの構築が必要ではないか。	事業を実施する際に、PFIを活用すべきかどうかの検討をより具体的にするために、ある程度条件を入力すれば、VFMを簡易に把握できる方法の検討を進めています。
9	事業費が1～2億円程度の小規模なものは、PFI事業になじまないのか。	これまでも、事業規模数億円の案件はあります。事業規模が小さくても、例えば幾つかの事業を一まとめにして事業規模を大きくしたり、SPCを構成せずに経費の削減を図る等の工夫は可能です。ただし、事業の目標が達成されるか、民間事業者が応募してくれるかについては予め検討する必要があります。

10	事業期間の適切な設定の仕方について参考となる考え方を教えてもらいたい。	事業期間を決めるのに耐用年数は1つの基準になります。加えて、民間事業者の視点からは、資金の投入と回収という回転の中で最適な期間が想定されると考えられます。
11	設計施工一括発注(DB)よりBT方式を採用するメリットについて教えてもらいたい。	PFI方式を導入する大きなメリットに、長期間サービスの提供・施設の運営を任せることがあげられます。施設を設計・建設するだけであれば、従来型のやり方と大差ありませんが、余剰地の売却等の事業収益を想定し民間ノウハウを活用している事例もあります。
12	リスクワークショップの基本的な考え方を教えてほしい。	実際に集まって顔を合わせて話し合うことにより、相乗効果でいろいろな意見が出し合うことが大きな効果です。その際には、なるべくアドバイザー等の外部の方に意見をもらうことが重要です。
13	地震や風水害等国土の脆弱さや、事業箇所の周辺に多くの利害がからむといったリスクにより、わが国ではPFIを進めづらいと考えられるが、PFI先進国でも同様のリスクはあるのか。日本の方がリスクが大きいのか。	イギリスやフランスでは地震による被害報告はなく、また、日本では事業用地の確保が難しく、用地取得のリスクは大きいと言えます。とはいえ、事業用地を民間事業者で準備する等、民間で対応できるものは対応してもらっている事例もあります。具体的なリスク分担は個別の事業内容によって異なるため、事業ごとに検討することが必要になります。
14	実効性のあるリスクマネジメントを行うために、これまでのリスク発生実績の活用方法について教えてもらいたい。	発生したリスクを報告し、同種事業の中で経験を蓄積していくことが重要です。そのために、データベースを整備していくことが一案として考えられます。
15	PFIの失敗の要因として何が考えられるか。また、事前に何が最も重要だと思うか。	PPPの失敗の7つのタイプがあります。それは、やる必要のないことをPPPだから何となくいいのではと思ってやってしまう「目的設定の失敗」。一方的に官に押しつけて、民はほとんど何もしないという「官へのアンバランスの失敗」。民にリスクを移転し過ぎて、とれないリスクまでとってしまう「民へのアンバランスの失敗」。競争原理を導入していないので、最適でない提案が選ばれてしまう、「非競争の失敗」。官として本当はこれをやりたいのだけれども、真意が募集要項では伝わらないという「メッセージの失敗」。契約の履行がきちり担保されていない「ガバナンスの失敗」。どんどん状態が変わっていくようなたぐいのことをガバナンスしようとする「不確実性の失敗」です。また、事前対策として、将来の予見できないリスクが発生したときにどのようなプロセスでそれを緩和していくかということを提案に求めることも考えられます。
16	ダムの堆積砂利除去に関するPFI事業の導入可能性はあるのか。	砂利の有効利用という観点から民間事業者に関心があり、公共側としても従来の費用負担を軽減できる仕組みになることが期待できるため、検討する価値はあると言えます。

17	住宅市街地整備事業での密集住宅市街地整備や、その基盤整備である区画整理事業の補助事業でもPFI手法は可能か。	PFI制度上は可能ですが、区画整理は換地設計をして、地権者に同意を得るのに手間と時間がかかり、民間ではそのリスクを負いづらいとされます。時間と手間がかかる部分は行政が行い、後の工事の部分だけPFIで行えばやりやすくなりますが、民間ノウハウ活用の余地は減少してしまいます。
----	--	---